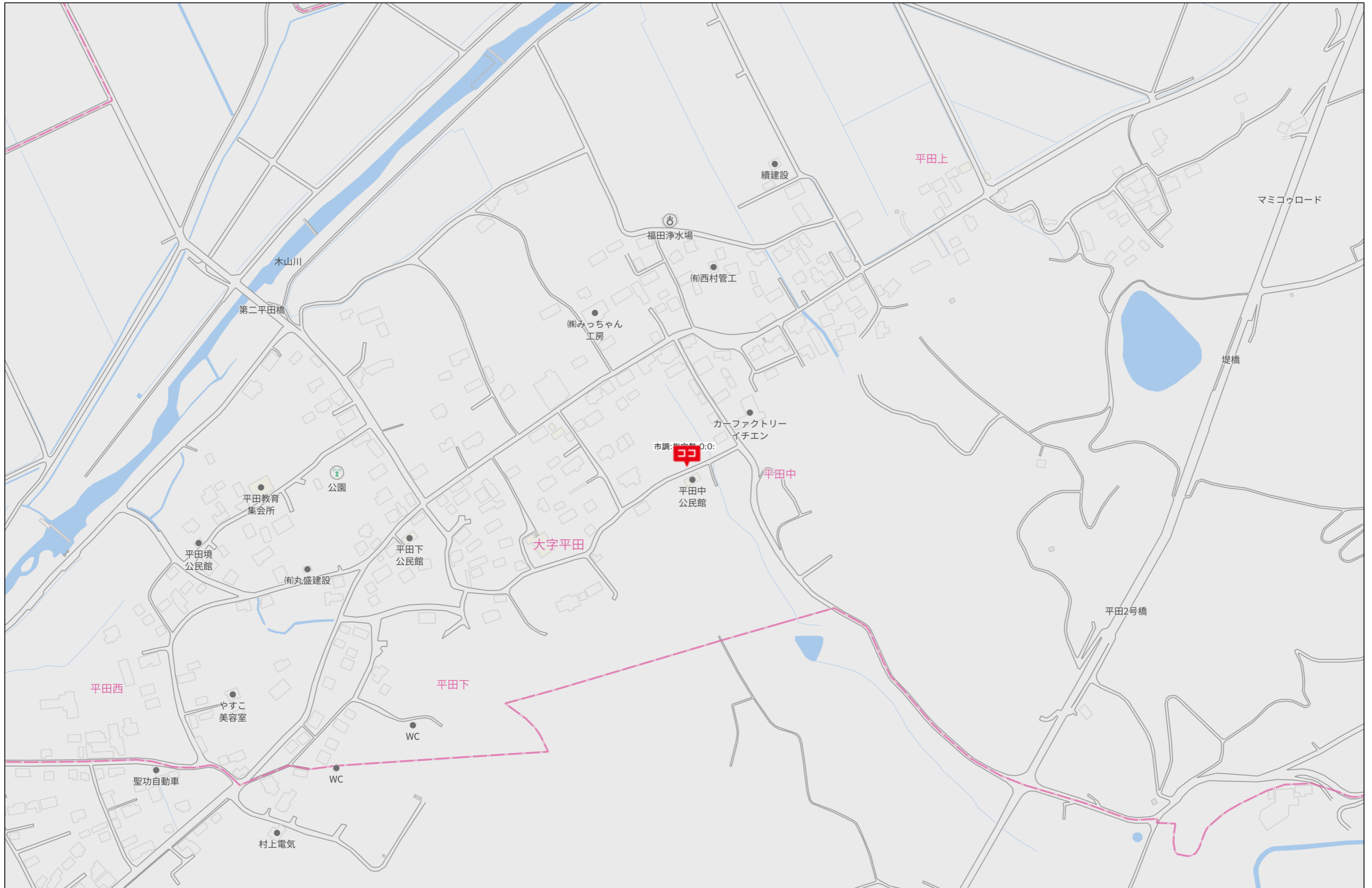


物件概要書

種別	売地
物件名	益城町平田 土地
価格	1,350万円
所在地	益城町平田959番1 他4筆
交通	九州産交バス「下寺中」 徒歩18分
土地面積	1132.29㎡
私道負担	有
土地権利	所有権
建物面積	-
築年数	-
都市計画	市街化調整区域
用途地域	指定無
地目	宅地・山林
埋蔵文化財包蔵地	無
建ぺい率・容積率	40% ・ 80%
国土法	不要
道路幅員	南側 公道
電気	九州電力
ガス	プロパン
水道	公営上水
汚水・雑排水	公共下水
雨水	要確認
引渡し条件	現況
引渡し時期	要 相談
現況	更地
小学校	益城中央小学校 約1,400m
中学校	木山中学校 約1,400m
取引形態	一般媒介
手数料	3% + 6万円 + 消費税
情報公開日	令和8年4月

≪お問合せ≫ 熊本県知事（12）第2019号
 熊本市南区近見八丁目9番85号
 新産不動産株式会社
 TEL 096-312-5070



140m

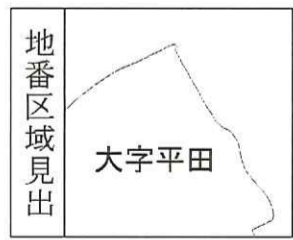
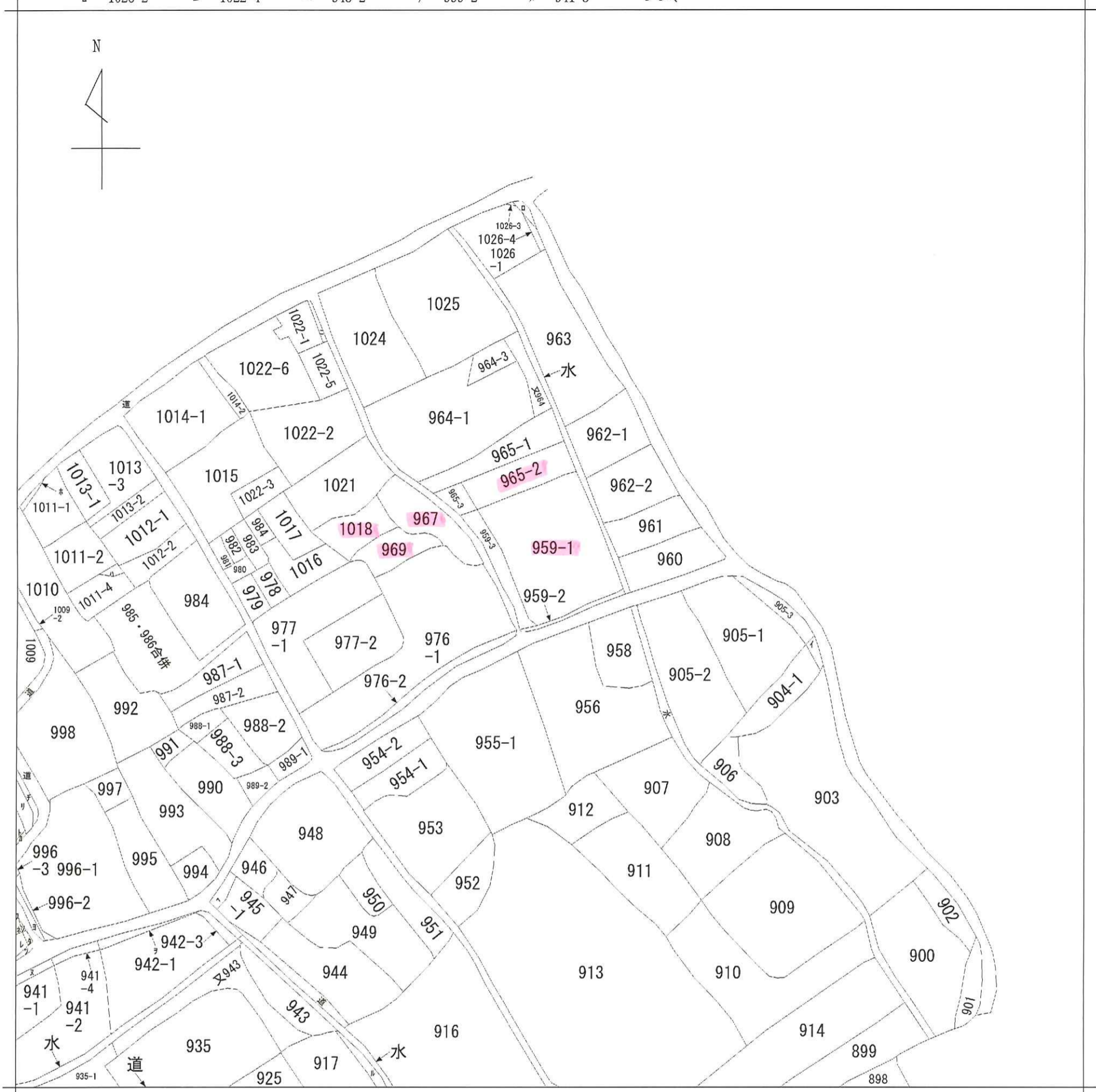
1:3538



60m

1:1251

イ 904-2 ハ 1011-5 ホ 1011-3 ト 1000-6 リ 999-1 ル 道
 ロ 1026-2 ニ 1022-4 ヘ 945-2 チ 999-2 ヌ 941-3 ッづく



請求部	所在	上益城郡益城町大字平田字下津留			地番	959番1		
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和55年12月10日		補記事項	

ヲ 942-2
リ 1000-7
カ 1000-7
ヨ 996-3
タ 1000-9
レ 1000-5
ソ 1000-8
フ 1000-4
ト 1000-3



2026/03/05 18:28 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年9月5日	不動産番号	3303000274043
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	上益城郡益城町大字平田字下津留			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
959番	山林	18.5	:	[余白]	
959番1	[余白]	14.1	:	①③959番1、959番2に分筆 〔昭和49年5月15日〕	
[余白]	[余白]	19.3	:	③966番を合筆 〔平成1年8月7日〕	
[余白]	[余白]	7.51	:	③錯誤 〔平成3年8月8日〕	
[余白]	[余白]	6.80	:	③959番1、959番3に分筆 〔平成4年6月30日〕	
[余白]	宅地	680	:29	②③昭和23年月日不詳地目変更 〔平成4年10月6日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年9月5日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成1年8月7日 第3665号	所有者 菊池郡志志町大字幾久富1866番地 803 村 上 春 美 順位11番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年9月5日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/03/05 18:28 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年9月5日	不動産番号	3303000277520
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	上益城郡益城町大字平田字下津留			[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
965番2	山林	245	:	965番から分筆 〔平成4年6月30日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年9月5日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成4年6月30日 第2747号	原因 平成4年6月27日交換 所有者 菊池郡台志町幾久富1866番地80 3 村 上 春 美 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年9月5日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/03/05 18:28 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年9月5日	不動産番号	3303000277522
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在				上益城郡益城町大字平田字下津留	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
967番	山林	69:		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成13年9月5日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和29年9月15日 第1137号	原因 昭和29年9月15日売買 所有者 上益城郡益城町福原1073番地 安尾長博 順位6番の登記を移記
	買戻特約	昭和29年9月15日 第1137号	原因 昭和29年9月15日特約 期間 昭和30年12月20日 買戻権者 上益城郡益城町大字平田1002番地 永田武雄 順位6番付記1号の登記を移記
2	所有権移転	昭和55年4月24日 第1762号	原因 昭和36年5月2日相続 所有者 上益城郡益城町大字平田又の1328番地 安尾國重 順位7番の登記を移記
3	所有権移転	平成3年7月2日 第2306号	原因 平成3年7月1日売買 所有者 菊池郡台志町大字幾久富1866番地 803 村上春美 順位8番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年9月5日

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	明治36年7月22日 第2634号	原因 明治36年7月21日付借用証書 債権額 金3円6銭2厘 抵当権者 上益城郡益城町大字平田1213番地 森川新平 丁区 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年9月5日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/03/05 18:28 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年9月5日	不動産番号	3303000277523
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	上益城郡益城町大字平田字下津留			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
969番	山林	115:		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成13年9月5日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年10月3日 第3961号	原因 昭和63年10月1日贈与 所有者 菊池郡合志町大字幾久富1866番地 803 村上春美 順位7番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年9月5日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/03/05 18:28 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年9月5日	不動産番号	3303000277590
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	上益城郡益城町大字平田字下津留			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1018番1	山林	23:		余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成13年9月5日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和29年9月15日 第1137号	原因 昭和29年9月15日売買 所有者 上益城郡益城町福原1073番地 安尾長博 順位6番の登記を移記
付記1号	買戻特約	昭和29年9月15日 第1137号	原因 昭和29年9月15日特約 期間 昭和30年12月20日 買戻権者 上益城郡益城町大字平田1002番地 永田武雄 順位6番付記1号の登記を移記
2	所有権移転	昭和55年4月24日 第1762号	原因 昭和36年5月2日相続 所有者 上益城郡益城町大字平田又の1328番地 安尾國重 順位7番の登記を移記
3	所有権移転	平成3年7月2日 第2306号	原因 平成3年7月1日売買 所有者 菊池郡台志町大字幾久富1866番地 803 村上春美 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年9月5日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。